

花谷地域福祉センター利用規程

（目的）

第1条 この規程は、花谷ふれあいのまちづくり協議会（以下「協議会」という）が神戸市より管理運営の承認を受けた、花谷地域福祉センター（以下「センター」という）の利用について、必要な事項を定める。

（施設）

第2条 センターは、地域の福祉活動・交流活動のための機能を備えるものとする。

（開館時間及び休館日）

第3条 センター開館日における開館時間は次のとおりとする。

- (1) 通常の開館時間は午前9時から午後5時までとする。
- (2) 時間外開館時間は午後5時から午後9時までとする。

2 センターの休館日は次の各号に掲げる日とする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日(祝祭日)
- (3) ゴールデンウィーク・お盆・年末年始

3 協議会は、特に必要であると認めたときは、前項の規定にかかわらず開館または休館することができる。

4 兵庫県南東部に午前7時の時点で警報(波浪警報を除く)が発令中の場合は原則として午前中休館、午前11時の時点で警報(波浪警報を除く)が発令中の場合は原則として午後休館、午前11時の時点で警報解除の場合は原則として午後開館とする。

（利用者）

第4条 センターの利用者は花谷小学校区内の住民ならびに団体とする。

2 花谷小学校区外住民と団体の利用については、福祉活動と地域の親睦促進を目的として、センターに空室のある日は利用できるものとする。

（利用の制限）

第5条 センターの利用目的が、次に該当するときはその利用を禁止する。

- (1) 個人の専用利用（冠婚葬祭）
- (2) 営利目的の利用
- (3) 宗教活動または政治活動のための利用
- (4) 公益を害し、または風俗を乱す恐れのある利用
- (5) 建物または付属物を損傷する恐れのある利用
- (6) その他、協議会が不相当と認める利用

（利用者の義務）

第6条 センター利用者は、次の事を守らなければならない。

- (1) 建物及び付属物を傷つけないように注意すること
- (2) 器具、備品などを大切に取扱うこと
- (3) 火気取り扱いは特に注意すること

- (4)騒音により周辺住民に迷惑をかけないこと
- (5)利用後は、電気のスイッチを切り、水道の蛇口を閉め、ガスの元栓を閉じること
- (6)利用後は、整理・整頓・清掃をし、ゴミなどは利用者で処分すること
- (7)利用責任者は、利用後速やかに鍵を協議会役員(当番者)に返却すること
- (8)利用者がコピーを利用した場合は、別途定める利用代金を支払うこと
- (9)茶葉は利用者で用意すること

(施設の利用について)

第7条 センターを利用するときは、利用責任者を定め、団体登録をし、利用申込書により、協議会が定める日までに申請し、その承認を得るものとする。

2 申し込みは2ヶ月前の1日より窓口で受け付けるものとする。

3 部屋使用料金(運営協力金)は次の通りとする。

(1)基本料金

	ホールA	ホールB	全体 A+B
9時～12時	¥1,200	¥800	¥2,000
13時～17時	¥1,700	¥1,000	¥2,700
9時～17時	¥2,900	¥1,800	¥4,700
17時～21時	ホールA+ホールB		¥2,500

①校区内の自治会・管理組合・老人クラブ・児童館・小中学校・子ども会・PTA・小学校施設開放委員会・民生委員児童委員協議会・青少年育成協議会及び協力団体の部屋使用料金は半額になる。

②夜間の使用は、自主管理ができる地域内の団体のみに限るものとする。

(2)別途料金

①次の設備を利用する場合は別途料金がプラスされる。

	厨房使用	カラオケ	キーボード	卓球台
9時～12時	¥1,000	¥1,000	¥500	¥200
13時～17時	¥1,000	¥1,000	¥500	¥200
9時～17時	¥1,000	¥2,000	¥1,000	¥400

②用具等の保管料

1か所あたり¥2,000/月

(3) 予約の取り消し・キャンセル料

利用日の1週間前までの予約取り消しについては、キャンセル料は徴収しないが、6日前から前日は使用料金の20%、当日は利用料金の半額を徴収するものとする。

(鍵の保管)

第8条 協議会は、鍵の保管者を別途定める。

(1) 協議会役員の内、執行役員ならびに当番役員が出入口の鍵を保管する。

(2) 休館日にセンターを利用する利用責任者は、利用前日にセンター当番者に利用承諾書「領収書」を提示してセンター常備の鍵を受け取り、利用後当番者に返還する。

(利用者の賠償責任)

第9条 センターの利用者は、自己の責めに帰すべき事項により、建物または付属物などを破損または損傷した時は、自己の責任により速やかに現状に復するか、もしくは修繕費などの費用を賠償しなければならない。

(個人情報保護法)

第10条 個人情報保護法に基づき、取得した個人情報は、地域福祉センターの利用に関すること以外には使用しない。

(附則)

1 この規程は、平成15年5月24日より施行する。

2 この規程の施行に際し、地域福祉センターの利用について必要な事項は、協議会で別に定める。

3 改訂履歴

①改 平成16年4月1日 一部改訂

②改 平成18年7月8日 一部改訂

③改 令和3年6月26日 全面改訂(利用細則を規程に集約)

④改 令和4年7月1日 一部改訂

